

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月26日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	35
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html">http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html</a>

執行機関名 墨田区長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	墨田区高齢者個室借上げ住宅条例(平成2年墨田区条例第27号)による墨田区高齢者個室借上げ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第32の項 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例(平成2年墨田区条例第27号)による墨田区高齢者個室借上げ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条	墨田区高齢者個室借上げ住宅条例(平成2年墨田区条例第27号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。</u>	<u>住宅に困窮している高齢者の生活の安定を確保するとともに、その福祉の増進を図るため、区内の民間住宅を借り上げ、墨田区高齢者個室借上げ住宅を設置する。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		墨田区高齢者個室借上げ住宅条例(平成2年墨田区条例第27号) 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例施行規則(平成9年墨田区規則第53号) 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号) 所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)